

亀岡市公告第88号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により次のとおり公告する。

令和8年9月1日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

1 名称、位置及び面積

名 称	位 置	面 積
京都・亀岡保津川公園	亀岡市保津町鐘鑄島、正人渚、針ノ木 新田、荒打、上中島地内 亀岡市追分町一本木地内	13.85ha

2 区 域

別添図面のとおり（略）

（亀岡市まちづくり推進部都市整備課において一般の縦覧に供する。）

3 供用開始の期日

令和8年9月1日